【寄稿】

フランスにおける荒廃区分所有建物の現況と 最近の政策の動向 (上)

新潟大学 工学部 建設学科 准教授 寺尾 仁

<今号の目次> はじめに

1. フランス区分所有建物管理制度

く次号以降>

- 2. フランスにおける荒廃区分所有建物の発生
- 3. 荒廃区分所有建物への対策 おわりに

はじめに

本稿は、フランスにおける荒廃区分所有建物の 現況を確認し、その管理処分の政策の新しい動き を紹介することを目的としている。筆者は、以前 にこのテーマですでに論稿1を発表したことがあ る。したがって、本稿では以前の論稿の繰返しが 多いことをまず断っておきたい。もっとも、前稿 執筆以降、フランスの区分所有法典は何回か大き な改正を施された。したがって、本稿において項 目は前稿と大きく変わっていない箇所でも内容は かなり変わっていることがある。さらに、以前に

1寺尾・檜谷美恵子『フランスにおける荒廃区分所有建 物の処分に関する法制度とその運用の研究』第一住宅建 設協会、2006;「フランスにおける区分所有建物管理制 度の概要、直面する課題と法改正」『不動産学会誌』22 巻 4 号、2009、pp、47-52; 寺尾「フランスにおける荒 廃区分所有建物の正常化・処理法制」『マンション学の 構築と都市法の新展開―丸山英氣先生古希記念論文集』 プログレス社、2009、pp. 207-225

は検討できなかった本課題に対する法務省 ministère de la Justice et des libertés の取 組みを、紹介することに力点を置きたい。

日本と同様にフランスにおいても、区分所有法 は法務省が所管する法典であるのに対し、建物の 維持・管理・修復・改善事業は住宅省 ministère de l'Egalités des territoires et du logement が 所管する。荒廃区分所有建物の管理処分について、 区分所有建物全体を所管する前者と住宅政策を所 管する後者の間では必ずしも見解が一致しない。 この両者の見解の異同、ならびに荒廃区分所有建 物問題に立ち向かうにあたって区分所有建物全体 に適用される区分所有法の改正と荒廃住宅特有の 法令の制度を把握することは、フランスの都市政 策の理解を深めるに留まらず、日本の区分所有の 将来にも重要な示唆を与えてくれる。

1. フランスの区分所有建物管理制度

本稿の課題である荒廃区分所有建物とは、管理 が不十分であるために区分所有建物が物的にも社 会経済的にも荒廃状態に陥った物を指す。したが って、初めにフランスの区分所有法が定めている 管理に関する規定を振り返る。フランスの区分所 有法は、建物区分所有の地位を定める1965年7月 10 日の法律第 65-557 号 loi n° 65-557 du 10 juillet 1965 fixant le statut de la copropriété des immeubles bâtis² (以下65年法と略) とその施行のための政令である、建物区分所有の地位を定める1965年7月10日の法律を適用するための1967年3月17日のデクレ第67-223号 décret n° 67-223 du 17 mars 1967 pris pour l'application de la loi n° 65-557 du 10 juillet 1965 fixant le statut de la copropriété des immeubles bâtis³ (以下67年デクレと略) である。

この2件の法令は、区分所有建物の管理に携わる者・機関として、区分所有者、管理組合、管理 担当者、管理組合理事会の4者を想定している。

(1) 区分所有者 copropriétaire

専有部分 partie privative は、区分所有者の 所有権の対象となるので (65 年法2条) その管理 は、個々の区分所有者が行なう。

(2)管理組合 syndicat

- 1)管理組合は、区分所有建物の成立、すなわち一つの建物に2人以上の所有者が別々の部分を所有すると同時に自動的に結成される(65年法14条)。管理組合の目的は、建物の保存と共用部分の管理を行なうことである(65年法14条4項)。
- 2) 管理組合の意思は集会 assemblée générale によって決定される (65 年法 17 条 1 項)。すべての区分所有者は集会へ出席することができる (65 年法 17 条)。区分所有者の議決権は、共用部分に対する持ち分に応ずる (65 年法 22 条 2 項)。

管理組合の集会は管理担当者が招集する(67年 デクレ7条)。管理組合理事会が求める時あるいは

 2 現行の条文は、次の URL のウェブサイト上で参照することができる。

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000880200&fastPos=5&fastReqId=188521605&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte#LEGIARTI000023712228

³ 現行の条文は、次の URL のウェブサイト上で参照することができる。

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000305770&fastPos=14&fastReqId=1326201221&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte

1/4以上の議決権を有する区分所有者が求める時は、必ず招集しなければならない(67年デクレ 8条1項)。

集会の決議は、その内容に応じて次の4種の多数が使い分けられる⁴。

集会の決議は原則として、出席者および委任状提出者の過半の議決権数で成立する(65 年法 24 条 1 項)。そのうえで幾つかの工事について、この多数で決議されることを再確認している。すなわち、①ハンディキャップがあるあるいは移動が困難な人のアクセスを容易にする工事のうち、建物の構造あるいは基幹設備に影響を与えないもの(前条 2 項)、②一部の光ファイバーの設置・利用・改善に関する工事(65 年法 24-1~3条)である。

次の12の事項については、全区分所有者の過半 の議決権数によって成立する(65年法25条)。す なわち、①24条の決定を委任すること、②共用部 分や外壁に影響を与えるが建物の目的に合致する 工事を、特定の区分所有者に対して彼らの費用で 実施することを許可すること、③管理担当者およ び理事会構成員の任命と解任、④共用の中庭、そ の他の地役権の設定あるいは壁共有権の譲渡のよ うに、共用部分あるいは共用部分に付属する権利 に対する処分行為が法令上の義務により必要とさ れる場合にその行為を実施する条件、⑤法令によ り必要とされる工事を実施する様式、⑥専有部分 の用途変更に伴う管理費の負担割合の変更、⑦24 条に拠らない省エネルギー・温室効果ガス削減工 事、⑧住宅の安全・衛生に関する規則に適合させ るために共用部分にダクト・導管・工作物等を設 置する工事、⑨衛生上の必要に因るごみ箱の廃止、 ⑩共用部分に関する集合アンテナあるいは建物内 での光ケーブルの設置・改善工事、①警察官ある いは憲兵に対する共用部分への常時立入り許可、 ②駐車場、とりわけ電気自動車およびハイブリッ ド車に電気を供給するために、専用使用のアクセ スの安全が確保された駐車場へ電気を供給する設

⁴ この点は、注1で紹介した私の先行論文発表時以降の 法令の改正が多い。

備の設置・改善工事、ならびにこれらの車両への個別電気計量ができる電気供給設備の設置工事、 ③戸別水道メーターの設置工事、 ④人および財産への侵害を防止するために共用部分で実施される工事、 ⑤暖房エネルギー計あるいは暖房費配分器の設置、 ⑥共用部分を保護するために撮られた映像を治安維持担当部局へ移管する許可。

集会において議案に25条の多数(全区分所有者の過半の議決権数)が得られないものの、その議案について区分所有者の1/3以上が賛成している場合は、24条(出席者および委任状提出者の過半の議決権数で議決)で再議に付すことができる。区分所有者数の1/3に満たない賛成しか得られない場合は、3カ月以内に再招集される集会においては24条の多数で議決することができる(65年法25-1条)。

次の5つの事項については、出席区分所有者の議決権の2/3以上の多数によって成立する(65年法26条1項、26-3条)。①不動産の取得および25条d号で規定する以外の処分、②共用部分の享受・利用・管理に関する管理規約の修正あるいは制定、③25条e·g·h·i·j·m·n·o号で定める以外の変更・増築・改良工事、④水道供給契約の個別化要求およびこの個別化に必要な調査および工事、⑤建物にアクセスする門の開設様式、④管理人室の廃止および管理人に割り当てられている住宅の所有権が管理組合に属している場合にその譲渡が建物の目的あるいは共用部分の使用形式を侵害しない限りでの管理人宅の譲渡、⑤都市振興契約に関する1996年11月16日の法律25条を適用して実施する共用部分の譲渡および工事、である。

建物の目的を順守するために保存が必要な共用部分の譲渡は、全区分所有者の合意によって行なうことができる(26条3項)。

専有部分は区分所有者の単独所有権の対象であり、ある区分所有者に対して専有部分の目的あるいはその使用形式を変更するよう、例えば管理規約で定めることは、たとえいかなる多数によっても成しえない(26条2項)。

集会の議決要件は、区分所有法における大きな

論点のひとつである。この点については、フランスではある事項に対して課す議決要件は何かという軸と議決要件自体をどのように設定するかという軸の2つの軸で改正が進んできた。

第1の軸をみると、65 年法制定時⁵では、25 条 に定める全区分所有者の議決権数の過半数が適用 される案件は6項目、26条1項に定める出席区分 所有者数の議決権数の2/3以上が適用される案 件は3項目しかなかった。これが前者については、 近年についてだけみても 2000 年⁶にはそれまでの 12 項目から 13 項目へ増え、その後は 2006 年7に は14項目へ、2010年8には15項目へ、2011年9に は16項目へと増加して現在(2012年7月)に至っ ている。後者についても現在では5項目に増えて いる。改正によって加えられた多く項目の内容は 共用部分における工事である。この動向を整理す ると、共用部分に対するある工事について需要が 高まったりあるいは政策上を誘導する必要が生じ た場合、法改正がなければ26条1項c号が適用さ れて出席区分所有者数の議決権数の2/3以上が

⁵ Journal official de la Rpublique française (以下 J.O.と略), Lois et Décrets, le 11 juillet 1965, p.5950 et s. 次のURLのウェブサイト上で参照することができる。

 $http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0\&dateJO=19650711\&pageDebut=05950\&pageFin=\&pageCourante=05952$

⁶ loi 2000-1208 du 13 décembre 2000 relative à la solidarité et au renouvellement urbains http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20001214&numTexte=2&page Debut=19777&pageFin=19829

 ⁷ loi n° 2006-872 du 13 juillet 2006 portant engagement national pour le logement http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp ?numJO=0&dateJO=20060716&numTexte=1&page Debut=10662&pageFin=10696

⁸ LOI n° 2010-788 du 12 juillet 2010 portant engagement national pour l'environnement http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp ?numJO=0&dateJO=20100713&numTexte=1&page Debut=12905&pageFin=12989

 $^{^9\,}$ loi n° 2011-267 du 14 mars 2011 d'orientation et de programmation pour la performance de la sécurité intérieure

http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20110315&numTexte=2&pageDebut=04582&pageFin=04629

適用される。これに対して区分所有建物に対して 与える影響の重大さに応じて、実施の議決を 25 条を適用する場合と 26 条1項を適用する場合に 分けて規定したと考えられる。

第2の軸をみると、65年法26条1項の多数は、1965年の法制定時には出席区分所有者の議決権の3/4以上であった¹⁰のが、1985年12月31日の法律第85-1470号¹¹によって現行の出席区分所有者の議決権の2/3以上に多数決要件を引き下げられた。

3)管理組合は、建物の瑕疵あるいは共用部分の不充分な管理による区分所有者あるいは第三者に対して生じた損害について責任を負う(65年法14条4項)。

(3)管理担当者 syndic

管理担当者は区分所有の執行機関である。管理 組合の決定事項の実施は、理事会が組織されてい ればその監督下に置かれる管理担当者に委ねる (65 年法 17 条 1 項)。管理組合と管理担当者の間 の契約は委任契約 contrat de mandat である。

管理担当者にはあらゆる個人・法人がなることができる。区分所有建物の管理担当者を業として行なうためには、不動産と営業資本に関する職業の行使の条件に関する 1970 年1月2日の法律第70-9 号 loi n° 70-9 du 2 janvier 1970 réglementant les conditions d'exercice des activités relatives à certaines opérations portant sur les immeubles et les fonds de commerce¹²(以下70年法と略)の規定に則って職業

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte

証を取得しなければならない。しかし、ボランティアとして管理担当者を務める場合には職業証取得は必要ない。

管理担当者は、(2)で述べたとおり区分者所有 者の集会において全区分所有者の過半の議決権数 によって任命される (65 年法 25 条)。契約更新も 同様の手続きで行なわれる。最初の集会の前に、 管理規約あるいはその他の区分所有者の合意手段 によって任命される場合、集会で追認されなけれ ばならない。集会による任命ができない場合、区 分所有者による請求に基づいて大審裁判所所長が 任命する (65年法17条2・3項)。任期は3年以 内であり、管理担当者は任期満了とともに辞任す る。なお、管理担当者は任期中であっても辞任す ることができる。理由は何であれその場合あるい は管理組合の権利および行動を実行することがで きない場合、区分所有規則に記述が無い場合、新 たな管理担当者あるいは臨時支配人 administrateur provisoire が裁判所の決定によ って任命される (65 年法 18 条最終項)。

管理担当者不在の区分所有建物は荒廃し易いため、裁判所長による臨時支配人の任命は、後述するとおり荒廃区分所有建物の重要な転落防止策の一つである。しかし、この制度は荒廃区分所有建物が顕在化する前に制定されていたことに留意すべきである。

管理担当者の職務は多岐にわたり、フランスの区分所有法の代表的な基本書であるフランソワ・ジヴォール、クロード・ジヴェルドン『区分所有法』は、①管理組合の書類およびきわめて広義の意味での経理の管理、②保全・維持という伝統的な意味での区分所有建物の管理、③管理組合の執行機関としての区分所有者の集会の決定の執行に大別している¹³。

より具体的には、①管理組合の書類および管理に属することとしては、法令が詳細に定めている。

¹⁰

 $http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0\&dateJO=19650711\&pageDebut=05950\&pageFin=\&pageCourante=05952$

 $^{^{11}}$ loi n°85-1470 du 31 décembre 1985 modifiant la loi 65-557 du 10-07-1965 fixant le statut de la copropriete des immeubles batis

http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=19860101&numTexte=&pageDebut=00010&pageFin=

¹² 現行の条文は、次の URL のウェブサイト上で参照することができる。

¹³ GIVORD (François) et GIVERDON (Claude).-La

すなわち、i)区分所有者の一覧(67 年デクレ 32 条)、ii) 文書綴りの管理(同前33条)、iii) 管理 組合の予算・決算とその付録を作成し、それを管 理組合の集会に提出し、管理組合に対する各区分 所有者の立場を明らかにする個別口座を各管理組 合ごとに管理すること(65年法18条)、iv)共用 部分および共用設備の維持・保全工事のための特 定の積立を行なう決定を、最初に任命される際お よび少なくとも3年ごとに管理組合の集会の議案 とすること(同前)、v) 管理組合の名義で銀行あ るいは郵便貯金口座を開設し、管理組合口座名義 あるいはその口座のために受領した金額を遅滞な く預け入れること(ただし、管理担当者が70年法 の諸規定あるいは管理組合の資金の利用を行なう 職業上の規則に従っている場合は、管理組合の集 会は65年法25条あるいは25-1条の多数によっ て異なる決定をすることができる)(同前)、vi) 経理を知るために招集される区分所有者の集会の 招集とその集会の開催の間に、区分所有の管理を 証明する書類、とりわけ請求書、契約期間中の契 約とその追加文書および経費の各範疇ごとの消費 量と単価あるいは一括価格を、少なくとも平日一 日、区分所有者の集会で定めた様式で区分所有者 全員が参照できるようにすること(65年法18-1 条)vii)管理組合の経理の執行にあたって各種の 支払を求めること (67 年デクレ 35・36 条)、viii) 予算の執行のために各区分所有者に宛てて必要な 積立金額を通知すること、および予算に含まれて いない支出について必要な金額と支出の目的を記 載した意見書を各区分所有者宛てに送ること(67 年デクレ35-2条)である。

②保全・維持という伝統的な意味での区分所有 建物の管理については、法令の規定は概括的であ り、工事については例外的にしか認めておらず、 i)建物を管理し、それを保存・監視・維持を行 ない、緊急の場合にはその保護に必要なあらゆる 工事の実施の主導権を取ること(65 年法 18 条)、 ii)建物の維持記録簿を設置し更新すること(同 前)、iii)管理組合が使用する職員を雇用および解雇し、労働条件を定めること(67年デクレ31条)とされている。

③管理組合の執行機関としての区分所有者の集会の決定の執行については、i)管理規約および集会の決議を実施すること(65年法18条)、ii)民事訴訟および65年法15・16条に規定された行為(管理組合による訴訟、共用部分の取得・譲渡あるいは共用部分のためのあるいは共用部分の負担のある不動産の権利設定)訴訟および区分所有管理規約の専有部分・共用部分の分割およびその変更の公示において管理組合を代理すること(同前)が定められている。

その他、共用部分の持ち分の2/3以上を有する、区分所有者の2/3が公共目的のための土地委付権 droit de délaissement を行使した場合、その情報を県における国の代理人および区分所有者に遅滞なく通知すること (65 年法 18 条)、建物内部の電気通信網がテレビを提供している際に、その設備によってデジタル様式の地上波による全国放送へのアクセスができる場合、このことを区分所有者に対して明らかでわかり易い方法で知らせ、区分所有者がデジタル「業務アンテナ」を享受するためには申し出なければならないサーヴィス提供業者の連絡先を提供しなければならないこと、(同前)、区分所有者の集会を招集すること (67年デクレ7条)である。

これに対して、管理担当者の責任は、次のとおりに考えられている。管理組合との関係は、上記のとおり委任であるため委任契約に基づく契約責任を負う。区分所有者との間では契約関係はないので、不法行為責任を負うことになる。

このようにフランスの区分所有建物の管理担当者は広汎な権限を有しており、区分所有建物の管理を効率的に行なうことを可能とする一方で、適切な監督を欠くと管理担当者の腐敗を招き易い¹⁴。この点につき、消費担当相の諮問機関である「全

¹⁴ 現実に区分所有建物管理担当者の不正行為は生じており、1990年代半ば以降、それへの対処をめぐって業界団体の分裂再編が起きた。

国消費審議会 Conseil national de la consommation¹⁵」は、『区分所有建物管理担当者の サーヴィス提供料金の透明性の改善 L'amélioration de la transparence tarifaire des prestations des syndics de copropriété. に関する報告書¹⁶を 2007 年に発表した。この報告 書は、管理担当者が提供するサーヴィスに対する 消費者の不満がしばしば寄せられることを背景に 作成された。

管理担当者の受取る報酬は、消費担当省の、幾 つかの職業分野において適用さえる価格の公示手 段に関する 1986 年 12 月 2 日の省令第 86-63/A 号 arrêté n° 86-63/A du 2 décembre 1986 relatif aux mesures de publicité des prix applicables dans certains secteurs professionnels によっ て、総額とともに、通常管理 gestion courante の報酬と、場合によってはその他の管理の報酬、 すなわち例外的な工事に際に徴収する報酬および とりわけ特別なサーヴィスの提供の報酬を根拠と する報酬に区別すべきことが定められている17。 前者は、管理担当者が提供する予測可能で繰り返 されるサーヴィスの提供に対応する経費であるの に対し、後者は単発で生じ、通常から外れ予測で きない業務に対応する経費とされる18。ところが、

15 1983 年設立。消費者側委員、産業界委員、行政・学 識経験者委員で構成される。議長は消費担当相。 Décret n°83-642 du 12 juillet 1983 creation d'un Conseil national de la consommation, organe consultatif place aupres du Minstre charge de la consommation

http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp ?numJO=0&dateJO=19830716&numTexte=&pageD ebut=02206&pageFin=

http://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_ser vices/cnc/avis/2007/rapport_syndic270907.pdf 17 例えば、

http://sos-net.eu.org/conso/tig/arrete86.htm この省令は前日に発せられた価格と競争の自由に関す る1986年12月1日の行政命令第86-1243号を受けて、 競争の条件を整えることを目的として発せられたもの

Ordonnance n°86-1243 du 1 décembre 1986 relative à la liberté des prix et de la concurrence ¹⁸ 注 15

消費担当省の競争・消費・不正抑制総局 Direction Générale de la Concurrence, de la Consommation et de la Répression des Fraudes が、区分所有 建物の管理担当者の活動に関して当時、年間 500 件ほど受けていた苦情のうちの20%が、この通常 管理経費と特別経費の区別に関するものであった。 全国消費審議会は、その原因を1986年の省令が通 常管理と特別業務の詳細な区分をしていないから とし、裁判所が通常管理に属すると認定した作業 を、網羅的でない形式で挙げることが、事態の改 善のひとつの柱だとした。そのうえで、審議会の 消費者側委員、業界側委員が次の5点で合意に達 した。

- ①管理担当者が享受する自由な料金設定と引換え に、契約の内容および報酬の計算方式について、 区分所有者へ事前の明確で詳しい情報を提供す る。とりわけ通常管理に属するサーヴィスの提 供と状況に応じて変化するその他のサーヴィス の提供を契約の中で区別しなければならない。
- ②本審議会のワーキング・グループは、すべての 区分所有建物において管理担当者が提供するサ ーヴィスの一覧表を作成した。この一覧表は、 本報告書の付録に表として収録される。
- ③本表に指摘されたサーヴィスの提供は、当該区 分所有建物に適用しうる限りで通常管理に相当 し、事前に決定した年間一括契約の枠内で管理 担当者は料金を請求すべきである。
- ④本表になく、年間一括契約において定められな いサーヴィスの提供(災害時の対応、区分所有 者の臨時集会の召集) については、管理担当者 は、明白に不可能である場合を除いて、契約ご とに均一料金を定めて別個に請求することがで きる。
- ⑤67 年デクレ 33 条は「管理担当者は管理組合の 文書綴りを保持する」と定めている。管理担当 者は、自らの責任において、事務所経営のなか でもっとも適切と思われる方法でこの保持に対 して保険をかける。

(4) 管理組合理事会 conseil syndical

すべての管理組合において、理事会は管理担当者を援け、その管理を監督する(65年法21条1項)。ただし、管理担当者が自主管理でない場合は、区分所有者の集会は、26条の多数、すなわち出席区分所有者の議決権の2/3以上の多数によって、理事会を設立しないことを議決することができる(65年法21条9項)。

理事会の役割は、管理組合に関するあらゆる課 題について、照会されたりあるいは自ら取組んだ 意見を、管理担当者に対してあるいは管理組合の 集会において述べる(65年法21条2項)。とりわ け、管理組合の会計、支出の配分、契約の締結・ 執行が行なわれる条件および予算の策定を監督す る (67 年デクレ 26 条 1 項)。管理組合の集会は、 契約に関して理事会への意見照会を義務とする最 低金額を定めること、また契約締結前に相見積り を取ることを義務とする最低金額を定めることが できる(65 年法 21 条 2 項)。管理組合の集会はそ の他の任務を理事会に委任することができる(67 年デクレ26条2項)。理事会は、管理担当者の管 理に関する区分所有の運営に関する、さまざまな 分野の書類を調査し複写することができ(65 年法 21条3項)。

理事会構成員は、区分所有者、専有部分を所有 している会社の社員、取得予定者、彼らの配偶者・ 市民連帯契約 pacte civil de solidarité の相手 方、前記の者の法定代理人、用益物権者 usufruitiers の中から、管理組合の集会が選任す る(65年法21条4項)。管理担当者が自主管理で ない場合、管理担当者、その配偶者・市民連帯契 約の相手方・尊属・卑属・従業員は、区分所有者・ 取得予定者であっても理事会構成員に選任される ことはできない(65 年法 21 条 5 項)。集会が、理 事会構成員を選任しない場合、区分所有者あるい は管理担当者から申立てを受けた裁判官は、利害 関係人の同意の下で、理事会構成員を任命するこ とができ、あるいは理事会を設立することが不可 能であることを証明することもできる(65年法21 条最終項)。

(3)で述べたとおり、管理担当者の権限が強いため、一方では区分所有建物を効率的に管理することが可能となるものの、他方では適切な監督を欠くと管理の腐敗も招き易い。この点について、公共設備担当省と法務担当省が共管する専門家組織「区分所有委員会 Commission relative à la copropriété¹⁹」は理事会の運営について次のような提言²⁰を 2010 年 8 月に行なっている。この提言は、①理事会の構成、②理事会の任務、③理事会の機能の 3 部から成っている。

この中から幾つかを取り上げると、例えば理事会の構成について、区分所有者に対して理事会構成員の中に多様な立場、すなわち居住者と賃貸人、住宅所有者、商店所有者と事務所所有者などをできる限り含めること、理事会構成員の任期の始期と終期を明確にすること、構成員を選出する際には辞任による欠員が定員の1/4以上出て理事会が無効とならないように補欠を選出しておくことなどを勧めている。さらに、集会の議長に対しては、理事会構成員選挙にあたってある候補者に対して反対が表明されている場合や、定員を上回る候補者が立候補している場合には、名簿で一括した投票をしないように勧めている。

続いて、理事会の任務について、まず管理担当者の監督に関しては、予算の作成、予算の執行、管理組合に固有の会計規則を適用する組合の経理、各種契約の締結および各種契約の執行という管理担当者の業務の監督とする。次いで、管理担当者

^{19 1987} 年設立。12 名の委員で構成される。委員長は破 駅院判事

Arrêté du 4 août 1987 portant création d'une commission relative à la coproriété

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000475507&fastPos=2&fastReqId=2121910416&categorieLien=cid&oldAction=rechTextegorieLien=cid&oldAct

²⁰ 理事会に関する提言 13 号を修正する提言 (全体規則) Recommandation modifiant la recommendation n° 13 relative au Conseil syndical (régles générales) 例えば、

http://www.unarc.asso.fr/site/comision/0710/recom13. pdf で入手できる。

この提言は、それ以前の提言を修正して発表された文書 である。

への支援に関しては、集会の決議に基づいて締結 を検討している契約について、工務店や建設業者 などの契約相手方の言い分を聞き、見積りを比較 することを挙げている。集会の議決事項の理事会 への権限移譲に関しては、管理担当者に対しては この件が書面あるいは明示された確定した決定で なければならないので議題に挙げるよう勧め、理 事会に対しては包括委任を含む権限移譲を拒否し、 委任の詳細な内容に従い、区分所有者に提示する 報告書を作成することができ委任の執行について 集会に報告するよう勧める。

さらに理事会の機能については、理事会構成員 に対して、理事長を選出すること、意見の記録を 取ること、予算の中に理事会の運営に充てる理事 会費を計上することなどを勧める。次に理事会の 責任については、理事会は法人格を有しないため に責任を負わず、理事会構成員が責任を負うが、 ただし、理事は無償委任でありかつ理事会は基本 的に助言的役割を果たすために、理事会構成員の 責任が問われることはたびたびあることではなく、 かつ軽減されたものとなると指摘する。そのうえ で、理事会構成員の責任については、管理組合の 費用で保険に加入するよう勧める。

(5) フランスの区分所有法の特徴

フランスの区分所有法が定める管理制度の特徴 を、日本法との共通点・相違点を念頭に置いて検 討すると次のとおりとなる。

共通点は多い。まず区分所有法の基本構造とし て、区分建物が成立すると同時に、管理組合が自 動的に成立する。管理組合の最高意思決定機関と して集会が定められている点、管理組合内部に理 事会が設けられる点、管理組合が事務を執行する ために管理担当者にその事務を委任する点も、フ ランス法・日本法に共通している。さらに、(3) で述べたとおり、区分所有建物の管理を容易にす るために、ある事項の議決を要件の厳しい多数か らより緩い多数へ変更したり、あるいは多数の要 件そのものを緩くするなど、管理担当者の集会の 議決の多数要件がさまざまな形で緩和されつつあ

ることも共通している。

他方、相違点も多い。その筆頭は区分所有者あ るいはその団体である管理組合と管理担当者との 関係である。65年法は、この両者の関係について、 管理担当者が区分所有建物管理を実施し、理事会 は一方ではそれを支援し、他方では監督すると位 置づけている。すなわち、管理担当者が区分所有 建物の管理者となり、管理組合は、管理担当者が 提供するサーヴィスを受取る消費者である。日本 法で管理者の地位を占めることが多いとされる管 理組合理事長は、法定の地位はもたず、実務上も 理事会の運営のまとめ役あるいは管理担当者との 窓口という程度の扱いである。(3)で記したとお り、管理担当者の職務は幅が広い。管理組合の招 集から、建物の維持管理とその記録、管理組合の 予算作成・実行・決算作成、大規模工事資金の積 立て、訴訟における管理組合の代理にまで至る。 フランスの区分所有法は、強い管理担当者が積極 的に建物の維持管理を実施し、理事会がその活動 を監督するという構図を取っている。このような 関係は、区分所有建物の管理を効率的に行なうこ とを可能とする一方で、理事会の適切な運営に基 づく監督を欠くと管理担当者の腐敗を招き易いこ とも再度指摘したい。

次いで、集会の議決要件の緩和の仕方も日本法 とやや異なる。フランス法でも日本法と同様に、 共用部分における工事の実施が必要となることが 増えているために、工事実施に必要な区分所有者 の集会の議決について、全体として議決要件を全 議決権の3/4から2/3へと下げたことに加え て、需要の強いあるいは政策上必要性の高い工事 については個々に全議決権の過半数へと要件を下 げている。